

# 助成制度について

くみ取り便所を水洗便所に改造、または、浄化槽を廃止して公共下水道に接続する排水設備工事をおこなうときに、皆様のご負担を軽減するために町からの助成金や金融機関からの融資が受けられる制度をもうけています。

## 《水洗化工事助成金制度》

町が排水設備工事費の一部を助成します。



### 【助成の対象】

- 処理区域になってから3年以内におこなう排水設備工事であること。  
(ただし、新築等に伴う排水設備工事は対象になりません。)
- 建築物の所有者または所有者の同意を得た占有者であること。
- 町税および下水道使用料を滞納していないこと。
- 官公署でないこと。

### 【助成金の額】

- 排水設備工事1件につき、工事費の10%に相当する額で、3万円 (マンションなどの区分所有にかかる建築物については、3万円に区分所有者数を乗じた額) を限度とします。

## 《浄化槽の雨水貯留施設転用工事助成金制度》

排水設備工事に伴い不要となる浄化槽を散水など雨水の有効利用をするために雨水貯留施設に転用する場合は、その工事費の一部を助成します。

### 【助成の対象】

- 処理区域になって3年以内におこなう転用工事であること。
- 建築物の所有者または所有者の同意を得た占有者であること。
- 町税および下水道使用料を滞納していないこと。
- 官公署でないこと。

### 【助成金の額】

- 転用工事1件につき、4万円とします。ただし、工事費が4万円に満たないときは、その工事費相当額とします。

## 《私設汚水ポンプ設置助成金制度》

排水設備工事に伴い自然流下で公共下水道に排除できない場合に私設汚水ポンプ施設を自費により設置する場合は、その工事費の一部を助成します。

### 【助成の対象】

- 処理区域になってからおこなう排水設備工事であること。  
(ただし、新築等に伴う私設汚水ポンプ設置は対象になりません。)
- 建築物の所有者または所有者の同意を得た占有者であること。
- 指定工事店の設計および施工により設置する者であること。
- 町税および下水道使用料を滞納していないこと。
- 官公署でないこと。

### 【助成対象工事費の範囲】

- 助成の対象とする工事範囲は、新設する私設汚水ポンプ（圧送施設および付帯施設）に係る工事費であること。  
(ただし、ポンプ槽に流入するまでの排水設備および自然流下が可能な地点からの排水設備は除く。)

### 【助成金の額】

- 私設汚水ポンプ設置工事 1 件につき、工事費の9/10とし、90万円を限度とします。

**この助成金の申請も排水設備工事の申請と同時におこなってください。**

## 《水洗化工事資金融資あっ旋及び利子補給制度》

金融機関から排水設備工事資金の借入ができるよう町があっ旋を行い、借入れた資金の利子を補給します。

### 【融資あっ旋の対象】

- 処理区域においておこなう排水設備工事であること。  
(ただし、**新築等に伴う排水設備工事は対象になりません**)
- 建築物の所有者または所有者の同意を得た占有者で**法人以外**のものであること。
- 町税および下水道使用料を滞納していないこと。
- 償還能力を有する者であること。
- 葉山町暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- 次のいずれかの保証があること。
  - (1)連帯保証人を1名たてることができること。
  - (2)金融機関が指定する保証会社の保証が受けられること。



### 【融資あっ旋の種類】

- 連帯保証人をたてる場合は【**連帯保証人を利用する融資**】、保証会社の保証を受ける場合は【**保証会社を利用する融資**】となります。

種 類	連帯保証人を利用する融資	保証会社を利用する融資
保証の要件	連帯保証人は次の要件を備えていなければなりません。 ・ 未成年者または成年被後見人もしくは被保佐人でないこと。 ・ 町内に住所を有していること。(町長が特に認めた場合は町外も可) ・ 町税及び下水道使用料を滞納していないこと。 ・ 弁済能力があること。	金融機関で所定の審査を受けていただきます。 保証手続きには、保証料等の費用がかかります。
用意いただくもの(申請書などのほかに)	・ 連帯保証書(第2号様式) ・ 本人と連帯保証人の印鑑登録証明書 ・ 同意書 ・ 連帯保証人の誓約書 申請者・連帯保証人が葉山町民以外の場合は、住民票の写し・納税証明書・所得証明書が必要となります。	・ 印鑑登録証明書 ・ 同意書 申請者が葉山町民以外の場合は、住民票の写し・納税証明書・所得証明書が必要となります。

### 【融資あっ旋額（限度額）】

- くみ取り便所を水洗便所に改造して公共下水道に接続する工事。  
1工事につき**60万円**まで。
- 浄化槽の機能を停止して公共下水道に接続する工事。  
1工事につき**50万円**まで。
- マンションなどで浄化槽の機能を停止して公共下水道に接続する工事。  
1工事につき**500万円**まで。

※ 水洗化工事助成金を合わせて受ける場合は、工事費から助成金を控除して融資あっ旋額が算定されます。

### 【償還の方法】

- 60回以内の毎月元利均等償還とし、毎月5日に指定口座から自動引き落としされます。

### 【利子の補給】

- 金融機関に毎月お支払いいただいた利子相当額を毎年4月に支給します。
- 返済が遅れた場合の延滞利息はご本人の負担となります。

### 【申込手続き】

- 本制度のご利用を検討している方は、まず下水道課へご相談ください。

助成金や融資あっ旋の申請は、排水設備工事の申請と同時に申請書に必要な書類を添えておこなってください。